

市・県民税申告書提出時の「本人確認書類」について

★ここからスタート★

(1) マイナンバーカードをお持ちですか？

はい

マイナンバーカードをご持参ください。
※郵送でご提出の場合は、カードの両面をコピーし、添付してください。

いいえ

(2) 下記のいずれかをお持ちですか？

- ①個人番号通知カード
- ②個人番号が記載された住民票の写し

はい

(3) 下記のいずれかをお持ちですか？

- ①運転免許証
- ②パスポート
- ③写真付き身分証明書
- ④写真付き社員証

いいえ

お近くの市民総合窓口課、市民センターにて
下記書類のいずれかをお取りください。

- ①マイナンバーカード
- ②個人番号が記載された住民票の写し

はい

上記質問(2)、(3)でご自身がお持ちの書類を1点ずつご持参ください。

- (例)・個人番号通知カードと運転免許証
・個人番号通知カードと氏名等が印字された市県民税申告書
・個人番号が記載された住民票の写しと写真付き社員証

いいえ

(4) 下記の書類等をお持ちですか？

- ①健康保険の被保険者証又は資格確認書
- ②年金手帳
- ③身分証明書(写真なし)
- ④社員証(写真なし)
- ⑤学生証(写真なし)
- ⑥税金、社会保険料、公共料金の領収書
- ⑦源泉徴収票
- ⑧納税通知書、特別徴収税額通知書

はい

上記質問(2)のうち1点、(4)のうち2点の計3点の書類をご持参ください。

(例)

- ・個人番号通知カードと被保険者証、社員証(写真なし)
- ・個人番号通知カードと年金手帳、源泉徴収票・個人番号が記載された住民票の写しと介護保険料の領収書、納税通知書

いいえ

市税事務所市民税課にお問い合わせください。

(中央区・若葉区・緑区にお住まいの方)

043-233-8140

(花見川区・稲毛区・美浜区にお住まいの方)

043-270-3140

※代理人が申告書を提出する場合は、上記書類に併せて、委任状の提出が必要です。ただし、代理人が同一世帯の親族の場合は、委任状の提出は省くことができます。

(例:代理人が同一世帯外の場合) 申告者のマイナンバーカード(又はその写し)、代理人の運転免許証、委任状

(例:代理人が同一世帯内の場合) 申告者の個人番号通知カード(又はその写し)、代理人の被保険者証、社員証(写真なし)

※このフロー図は本人確認の簡易的な流れであり、こちらに記載のない書類でも本人確認書類として使用できるものがございます。詳しくは、次ページをご確認ください。

「本人確認書類」の具体例

マイナンバー法施行規則において、法令に規定された本人確認が難しい場合には、「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」による本人確認が認められています。千葉市においては、主に次に掲げる書類で番号確認・身元確認が可能です。

個人番号の提供者	提出（又は提示）が必要な書類
本人	次の表中の <ul style="list-style-type: none"> ・「①番号確認書類」 <li style="text-align: center;">+ ・「②身元確認書類」
本人の代理人	次の表中の <ul style="list-style-type: none"> ・本人の 「①番号確認書類」 <li style="text-align: center;">+ ・代理人の「②身元確認書類」 <li style="text-align: center;">+ ・「③代理権確認書類」

区分	主な書類の具体例			
①番号確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカード ●個人番号通知カード ●個人番号が記載された住民票の写し 			
②身元確認書類	いずれか 1点	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカード ●旅券 ●在留カード ●写真付き身分証明書 ●写真付き資格証明書 ●市から送付された申告書（氏名、住所、生年月日が印字されたもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●身体障害者手帳 ●特別永住者証明書 ●写真付き社員証 ●戦傷病者手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転経歴証明書 ●療育手帳 ●税理士証票 ●写真付き学生証 ●精神障害者保健福祉手帳
	いずれか 2点	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者証又は資格確認書（注1） ●特別児童扶養手当証書 ●児童扶養手当証書 ●地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書（領収日が6か月以内のもの） ●納税証明書（発行日が6か月以内のもの） ●住民票の写し ●母子健康手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●学生証（写真なし） ●社員証（写真なし） ●源泉徴収票 ●戸籍の附票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑登録証明書 ●身分証明書（写真なし） ●資格証明書（写真なし） ●特定口座年間取引報告書 ●特別徴収税額通知書 ●配当等に係る支払通知書
③代理権確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ●委任状（任意代理人の場合） ●戸籍謄本その他その資格を証明する書類（法定代理人の場合） 			
	法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ●登記事項証明書、印鑑証明書、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書（発行日又は領収の日から6か月以内のもの）及び ●法人との関係を証する書類（社員証又は法人の従業員である旨の証明書） 		

（注1）

- ・被保険者証とは、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者手帳をいい、最長で令和7年12月1日まで（同日より前に有効期限が経過する場合は有効期限まで、退職等で資格喪失する場合は資格喪失日まで）、本人確認書類として使用できます。
- ・「資格情報のお知らせ」は資格確認書とは異なり、本人確認書類とはなりません。